平成２９年（フ）第１４号
広島県呉市阿賀南６丁目１番５－401号
債務者　東　ひろえ
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
広島地方裁判所呉支部
平成２９年（フ）第６４号
熊本市東区錦ケ丘９番18号　光ハイツ203号
債務者　神﨑　龍寿
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第７７号
熊本市東区東本町21番１－405号
債務者　菊池恵里子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第５１号
沖縄県糸満市字潮平634番地の１　パレスアカリ105、前住所沖縄県糸満市字兼城360番地の３
債務者　久手堅憲勇
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２９年（フ）第３号
沖縄県国頭郡本部町字伊野波662番地１　コーポＫＡＭＩＤＡ１－Ｂ
債務者　金城　由妃
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
那覇地方裁判所名護支部
平成２９年（フ）第４号
沖縄県名護市大西１丁目21番33号　天田ハイツ４－Ｅ、住民票上の住所沖縄県名護市大西１丁目21番33－405号　天田ハイツ
債務者　大城　且子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
那覇地方裁判所名護支部
平成２９年（フ）第６号
沖縄県名護市大東２丁目24番６－501号　やぐらビル３
債務者　甲斐　拓実
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
那覇地方裁判所名護支部
平成２９年（フ）第７号
沖縄県名護市字汀間216番地３　汀間市営住宅101号、住民票上の住所沖縄県名護市字天仁屋755番地
債務者　豊里　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
那覇地方裁判所名護支部
平成２９年（フ）第３１号
沖縄県浦添市伊祖２丁目11番１－106号　安里アパート
債務者　嘉陽田朝盾
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２９年（フ）第３４号
長崎県長崎市小江原４丁目37番５号
債務者　沼中　俊隆
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第９５号
愛知県春日井市鷹来町4921番地６
債務者　熊﨑電気こと　熊﨑　育夫
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第９６号
愛知県春日井市鷹来町4921番地６
債務者　熊崎美代子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第２０１号
広島県福山市引野町５丁目３番20－703号
債務者　三宅　弘一
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第４号
広島県福山市手城町２丁目12番29号　Ｅスペース手城205
債務者　伊藤喜美代
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第１４号
広島県福山市東川口町３丁目３番27－７号
債務者　木下真由美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第２０号
広島県福山市鞆町鞆1056番地
債務者　中山　貴義
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第１０号
神奈川県横須賀市平作５丁目１番２号
債務者　駒井　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部